

平成28年9月26日（月）

於・特許庁16階 特別会議室

## 産業構造審議会第9回知的財産分科会

### 議事録

特 許 庁

## 目 次

1、開 会 .....	1
2、配付資料の確認等 .....	1
3、特許庁長官挨拶 .....	2
4、議 事 .....	3
(1) グローバル化に対応する知財システムについて .....	3
(2) 中小企業・地方創生の支援について .....	10
(3) 第四次産業革命への対応について .....	21
(4) 知的財産推進計画 2016 への対応について .....	36
5、閉 会 .....	39

## 開 会

○五神分科会長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第9回知的財産分科会を開催させていただきます。本日は御多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。座長を務めさせていただきます東京大学の五神です。よろしくお願いいたします。

本日は、議題が4点あります。議事次第にありますとおり、「グローバル化に対応する知財システムについて」というのが最初で、2つ目が「中小企業・地方創生の支援について」、3つ目が「第四次産業革命への対応について」、4つ目が「知的財産推進計画2016への対応について」ということになっております。それぞれの議題について、区切りながら議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 配付資料の確認等

○五神分科会長 それではまず、議題に入ります前に、新たな委員の紹介、委員の出欠状況及び定足数、配付資料、本分科会の公開及び議事録の取扱い等に関しまして、事務局より確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木村総務課長 お疲れさまでございます。総務課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、新たに本分科会の委員になられた方について、御紹介させていただきたいと存じます。

最高裁判所事務総局行政局長の平田豊様でございます。前回の分科会まで、最高裁判所事務総局行政局長として本分科会に御参加いただいております、菅野雅之様の後任として、新たに御就任いただきました。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、片山委員の代理として、阿部・井窪・片山法律事務所の大月弁護士に御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

また、小林委員、竹中委員、春田委員、御供委員は、本日は御都合により御欠席という御連絡を頂戴しております。

この結果、議決権を有する19名の委員の先生方のうち、本日は過半数を超える14名の

方に御出席をいただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づきまして、本日の分科会は成立していることを御報告させていただきます。

次に、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。私ども経済産業省の方針としまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、議事次第、委員名簿、資料1の「グローバル化に対応する知財システム」から、資料4の「知的財産推進計画2016で挙げられた特許庁関連施策一覧表」及び参考資料の計12種類の資料のデータにつきましてはタブレットでご覧いただきまして、座席表、議事次第及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することといたしました。御確認いただければと思います。

続きまして、本分科会の公開ですが、一般の方々の傍聴を認めることとしまして、特段の事情がある場合を除き、会議後に議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと考えております。また、議事録に関しましては、委員の先生方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、議事に入るに際しまして、委員の先生方にお願ひがございませう。御発言をいただく際には、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、指名されましたらマイクを入れて御発言いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○五神分科会長 よろしいでしょうか。

#### 特許庁長官挨拶

○五神分科会長 それでは、小宮特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○小宮長官 座って御挨拶を申し上げたいと思います。

去る6月17日に特許庁長官を拝命いたしまして、はや3カ月がたったところでございませう。私、15年前から12年前にかけまして、産政局の知的財産政策室長として知財政策、特に小泉政権のもとで知財戦略の大転換にかかわったわけでございます、12年ぶりの知財の世界でございます。本日御参画の皆様の中にも数名、昔の戦友の方々がいらっしゃるので非常に心強い気持ちでございます。

ただ、12年ぶりに知財の世界に戻ってまいりましたところで、いろいろな変化が起きて

いると思っております。1つはグローバル化ではないかと思えます。私、実は今週の木曜日からミュンヘンとジュネーブに海外出張するのですけれども、何と就任3カ月にして3回目の海外出張でございまして、昔の特許庁長官とはちょっとさまが違うという感じがいたしております。

2番目の大きな変化というのは、やはりIT化。本日も四次革命の話が出てまいりますけれども、このITの世界。私が知財室長のころも、インターネットにアップロードされた特許法違反のプログラムを考えると、アップロードしたサーバーは間接共同正犯になるのかという議論を、この委員会、分科会でやっていた記憶がございまして。そのときに比べて非常に話が複雑化して、進んできたなという感じがしております。

他方で、本日もまた議論いたしますが、地域中小企業の問題は、12年たっても余りまだ状況が変わっている感じがしない。もちろんそれぞれの努力は昔に比べて続けられておりますし、各弁護士や弁理士の方々においても地域の取組は進んでまいりましたけれども、もう少し何かいろいろとやれることがありそうだという感じがいたしております。そういう意味で、本日3つの 이슈を中心にいろいろな議論をやっていただくわけでありましてけれども、忌憚のない御意見を賜ればと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

○木村総務課長 プレスの皆さんの撮影はここまでとさせていただきますので、撮影をされるプレスの方は申しわけありませんが、ここで御退席をいただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

○五神分科会長 よろしいですね。ありがとうございます。

## 議 事

### 1. グローバル化に対応する知財システムについて

○五神分科会長 それでは早速、最初の議題に移らせていただきます。今日の1つ目の議題は「グローバル化に対応する知財システムについて」ということで、資料1について事務局からまず説明をお願いいたします。

○野仲国際政策課長 国際政策課長の野仲でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料1に基づき御説明いたします。1ページおめくりいただきまして、スライド

の1です。背景としまして、日本企業の活動をベースに国際的な状況を見てみますと、左側の図、日本からの特許出願件数の8割以上が米欧中韓への出願となっており、これら先進主要国での制度・運用調和が依然として重要な課題となっております。

一方、右の円グラフにありますように、現時点では出願件数の少ない新興国、途上国も、日本からの輸出額で見ると大きな割合を占めており、下のグラフにもあるように現地法人の数も増えていることから、これら新興国、途上国の知財システムの整備がもう一つの大きな課題となっております。

スライドの2にまいります。こちらは日本企業が直面する各国知財システムの具体的な課題を例として示したものです。これらはあくまで一例でありますけれども、特許庁では、個別の企業や業界団体のヒアリング等を通じてこのような課題を把握し、次ページに示したさまざまな国際交流、国際協力の場合やツールを利用して、その解決に当たっております。

スライドの3については、説明を割愛させていただきます。

スライドの4です。個々の国際的な取組につきましては、この後説明させていただきますけれども、このスライドでは、日本が世界最速・最高品質の審査を実現し、他国の高い信頼を得ることがPPH等を通じた日本の審査結果の発信はもちろんのこと、制度調和や途上国支援を進めていく上でも重要だということを示しております。特許庁は、よりよい特許審査を実現しそれを世界に均てんしていくことで、日本企業のグローバルな活動を支援してまいります。

スライドの5です。まず国際的な制度調和につきましては、2011年に米国の先願主義移行が実現するなど、近年、大きな前進が見られました。現在は先進国グループであるB+会合において、グレースピリオドを初めとする4つの項目の調和が議論されており、来月の取りまとめを目指し、ユーザーからの御意見を聞くための「協議用文書」の作成を行っております。

また、五庁の専門家パネルでは、実務上の影響の大きい運用上の相違点等についての調和を目指し、議論が進められております。6月に日本で開催された五庁長官会合では、2018年までにPCT国際段階の運用調和を目指すことに合意するなど、新たな進展が見られます。

スライド6です。日本の審査結果の発信という観点では、日本は世界の35庁とPPHを実施しており、日本からの出願件数や輸出額等、いずれの観点から見ても8割、あるいは9割を超える国、地域がカバーできるまでにPPHのネットワークが拡大しております。

今後は、P P Hを利用した場合に本当に審査が早くなり、外国の審査結果が有効活用されるように、運用に問題のある庁にはP P H運用の専門家を派遣するなど、その実効性を高めるための取組にも力を入れてまいります。

スライド7です。審査情報の共有システムの実現という観点では、日本は五庁、W I P Oと協力し、グローバルドシエ構想を推進してきました。この成果の1つとして、本年7月から、各国の審査経過や出願書類等を高い一覧性をもって参照できるサービスを、J - P l a t P a tを通じ一般のユーザーの皆様にも提供を開始しました。ぜひ御活用いただければと思います。

スライド8です。新興国・途上国における知財システムの整備支援については、日本はこれまでも長年にわたり専門家の派遣や受け入れを通じた支援を行ってまいりました。本年度は、日アセアン協力の枠組みの中で、日本の審査基準に相当する、特許マニュアル作成支援プロジェクトを開始したり、インドの新人研修に9名の審査官を派遣して直接指導を行ったりするなど、新しい取組も始めております。10月にも、タイにおいて同様の研修を実施する予定です。

スライド9です。知財については、取得すればそれで終わりではなく、そのエンフォースメントが確保されて初めて意味を持ちます。近年、知財司法分野の国際交流が急速に進展し、模擬裁判の実施を含む多くのシンポジウムが開催されるようになっていきます。今後、9月にパリ、11月に東京でのシンポジウムが予定されており、資料に記載はありませんが、12月にも日本がホストする日中韓特許庁長官会合にあわせて、知財司法をテーマの一つとしたシンポジウムを開催する予定です。

少し飛びますが、スライド12、13にまいります。参考1、2としてありますように、知的財産専門裁判所を設置する国が徐々に増えつつあります。なお、参考1及び2においては、あくまで裁判所の名称を基準に抽出しておりますので、その役割はかなり異なる場合もあることに御注意ください。また、これら以外にも知財の専門部を有する裁判所があるという国もございます。

少し戻りまして、スライドの10になります。司法以外の分野でも、国内外の機関と協力してエンフォースメントの強化に取り組んでおります。国内では警察・税関などの執行機関との協力を進めておりますし、海外では経済産業省の模倣品対策室とも協力し、海外執行機関の人材育成支援や海外政府機関への働きかけ等を推進しております。

また、参考になりますけれども、14ページをご覧ください。参考3にもありますように、

特許庁では各地に知財の専門家を配置し、日系企業の情報交換グループである I P Gとも協力して現地での支援を行っており、昨年はシンガポールとドバイに新たに専門家を配置しました。また、こちらには記載しておりませんが、今朝ほど新聞報道にもありましたように、この地図では空白地帯になっている南米についても、来月からブラジル・サンパウロに新たに専門家を配置する予定であります。

最後に、11 ページに戻りまして、こちらにこれまでの説明を踏まえた今後の取組の大きな方向性をまとめておりますが、個々の内容の説明はこれまでと重複いたしますので、省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問や意見がありましたらよろしく願いいいたします。

林委員。

○林委員 質問ではないのですが、日弁連・弁護士知財ネットでは、昨年4月20日の知財高裁創立10周年記念の際も特許庁様に共催していただきまして、米英独仏日の5か国の国際特許模擬裁判を、FRAND宣言をした標準化技術についての模擬裁判をすることができまして、弁護士会館クレオで800人余り集まり大変盛大に開かせていただきました。その際にも、本日、ご出席の特許庁の後谷様にも大変お世話になっております。引き続き、今年も先週9月23日に、パリで、アメリカを除いた日独仏英の4カ国の国際特許模擬裁判を開催し、私も登壇してまいりました。こちらも特許庁様に共催いただきまして、審判課から清水様にいらしていただいて、全て記録に取っていただきました。今後、翻訳を特許庁で作っていただいて、皆様と広く共有したいと思っております。

特に今回は証拠収集を模擬裁判のテーマにいたしました。今、特許制度小委員会で議論もされておりますが、模擬裁判の中で具体的な運用を通じて制度の違いを知る上で大変貴重な資料になると思います。また、こういった活動にはJ I P AやJ E T R Oなど関係機関も常に御一緒に参加していただいております。今後も引き続き、こういった活動を通じてエンフォースメントでの日本のプレゼンスも国際的に示していければと思っております。また、実務家、日本企業の皆様が国際的に活躍するときにもこういった活動が役に立つのではないかと考えております。どうもありがとうございました。

○五神分科会長 ありがとうございます。

そのほか何かありますでしょうか。

中鉢委員、お願いします。

○中鉢委員 公的研究機関として、地域の中小企業などと共同研究をして得た経験ですが、多くの中小企業が新興国への製品の輸出をためらうのです。その大きな理由は、依然として模倣品がつくられることを恐れているからです。グローバル化と矛盾した流れがありまして、知財制度に対する新興国の理解を高めるような、あるいは知財制度の整備を支援するような取組が必要です。今の資料で言うとエンフォースメント強化を強力に進めることを期待しております。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 特に知財システムの制度・運用調和、ハーモナイゼーションについては、海外で活動される企業、ユーザーにとっては非常に重要な課題だと思います。特許庁長官のいろいろな議論、あるいはその枠組みだけでなかなかエンフォースメントとかいろいろなことがあります。手間がかかると。手間がかかるために、小宮長官の時間が割かれているということは先ほどわかりましたが、これはかなり手間がかかるのをやっていかないといけないというところで、引き続きお願いしたいと思います。

特に先ほどもグレースピリオドの話は、大学などにとっては非常に重要なハーモナイゼーションのテーマなのですが、これもデゲルンゼーグループの議論があったかと思いますが、その中で欧州の学者の発言というのは結構重要だったかと思いますが、そうのことを考えると特許庁行政だけではなくて、現地のさまざまなセクターと交流を持ち、意見を調整して意見交換することが非常に重要になります。これを今後、新興国あるいは中国などでもやっていくことになります。中国については、先ほども御紹介していただきました日中韓の連携の会議等に関わらせていただいておりますが、アセアンなどに行きますと、また国によって事情が違って来る。

実はここにも書いてないのですが、先ほどの話で言いますと研究をやっている国際機関、日本の場合は、アセアンであると東アジア・アセアン経済研究センター、ERIAなどは非常に重要な機関だと思います。日本からの拠出金も多い。ここで特許庁からも人が出ていると思います。そういう国際機関で研究に対して人を出している。これもさっきどこに出ているか、IPGとかJETROが書いてありましたが、そうでないところも重要だ

と思います。それが現地の学者とかアカデミアの人たちに影響すると、いろいろなことがやりやすくなるという構造になっていると思いますので、ますます忙しくなるかもしれませんが、そういうことを引き続きお願いしたいということでございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

伊丹委員。

○伊丹委員 弁理士会の伊丹です。

I P 5での国際調和、それからP P H制度の推進に御尽力いただいていることに対しては、我々代理人としても非常に感謝しております。特にP P HとかC P Gという海外での権利取得促進のための御尽力というのは、我々代理人の立場にとって非常に有り難いことです。2015年12月の統計ですが、P P Hの申請件数が全世界で10万件、そのうち4万4000件が日本からの申請ということで、第1庁ですけれども、間違いなく日本の特許庁がP P Hの分野についてリードしていることは非常に有り難いことと思っております。

問題は、第2庁での取扱いがどうなるか。ここは一刻も早く権利取得という意味から言うと非常に重要になってくると思います。そういう意味からして、特にこれから市場が拡大していくアセアン諸国において、日本の企業がいかに早く権利取得ができるか。こういった観点から、今まで蓄積されたデータもあると思いますので、企業とか代理人のアンケートを取って、現在どういう問題があるのか、そういった問題を抽出してしっかりと分析して、その結果を今後の新興国での迅速な権利取得に活かしていく。そういう活動が必要なのかなというのが1つです。

もう一つは、アセアン、インド、ブラジル等の人材育成が非常に重要になってきますので、これを引き続きやっていただきたい。我々もここ10年、アジアセミナーを開催しております。来年の2月もベトナムのハノイで、アセアン諸国の人間を集めて、代理人の立場での研修をしていきます。こういった官民の人材育成の進め方によって、今後アセアン等の迅速な権利取得が進むと思います。我々も貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

そのほか御意見ありますでしょうか。

飯田委員、お願いします。

○飯田委員 質問ですが、審査のスピードが非常にアップしたということで、これはひとえに特許庁様の御尽力のたまものと拝復しておりますが、審査のスピードが上がると同時

に、審査の「質」の問題が非常に重要だと思います。そちらについて例えば国際的な標準化に向けた取組などが行われているのか、行われる予定があるのかについて御教示いただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

お答えをお願いします。

○野仲国際政策課長 回答させていただきます。御指摘いただいたように、この質をどうやってはかっていくかというのは非常に重要な問題であります。五庁の場合でも、品質のメトリクス、基準を作ろうという議論は行っております。ただ、非常に難しい問題でありまして、そもそも何が「質」というものなのかという質の定義のところから始まって、各庁もいろいろな努力をしているようですが、なかなか議論が進展していない状況であります。これからも、実際にメトリクスをつくらうとしている庁もありますので、情報共有しながら検討を進めていきたいと思っております。

○五神分科会長 よろしいでしょうか。

そのほか御質問、御意見があればよろしくお願ひいたします。

それでは、今までいただいた中でコメントがございましたら。

○野仲国際政策課長 多くの御指摘をいただきまして、ありがとうございました。全体としては、我々が行ってきた取組、これから行っていく取組について御支持をいただき、また強い要望をいただいたと思っておりますので、今日御指摘いただいたことについて、きちんと取組をしまいたいと思っております。

また、渡部委員から御紹介がありましたように、研究機関については、E R I Aだけではなく、N E D OとかA M E Dとかいろいろなところにも人を出しておりますので、そういう情報もこれからより公開しながら進めていきたいと思っております。また、ユーザーの皆様からのアンケートについてもきちんと取ってP P H等の実効面での担保等を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○五神分科会長 ありがとうございます。

そのほかこの議題に関して何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今の議題についていただいた御意見については、事務局で整理しまして、また今後の検討に生かさせていただきたいと思っております。

## 2. 中小企業・地方創生の支援について

○五神分科会長 それでは2番目の議題、「中小企業・地方創生の支援について」の議論に入りたいと思います。資料2について事務局から説明をお願いいたします。

○武田普及支援課長 普及支援課長の武田でございます。よろしくお願いいたします。

本日お手元には資料2-1、2-2をお配りしておりますが、本日は資料2-2、概要版で御説明を申し上げます。1枚めくっていただきまして、スライド1ページ目でございます。

地域・中小企業にとりまして、知財の活用は企業経営への寄与が大きく、特許を保有する中小企業の売上高、営業利益率は、特許を保有しない中小企業や大企業と比較しても高い水準となっております。また、従業員1人当たりの営業利益も、特許を保有する中小企業は保有しない中小企業の3倍と高い水準になってございます。

また、知財の活用は地域創生への寄与も大きく、制度を導入して今年で10年となる地域団体商標についても、これまでに600件以上が登録されておりますが、権利の活用という面では、輸出額や売上高の増加につながった事例も報告されております。中小企業は資金、人材、情報の不足などさまざまな制約から、知財活動に取り組もうとしても十分な取組を行うことが困難であると考えられます。

スライド2ページ目をご覧ください。本計画においては、これまでの支援の取組の実績を踏まえまして、3つの基本方針を柱とすることにいたしました。基本方針その1でございます。こちらは着実な地域・中小企業の支援の実施ということで、全国レベルの取組でございます。特許庁、I N P I Tが中心となりまして、既存の予算を効果的に活用しまして、基盤的な地域・中小企業支援の取組を着実に実施してまいります。

続きまして、2つ目の基本方針その2でございます。こちらは地域・中小企業の支援体制の構築でございます。地域レベルでの取組となります。中小企業庁が実施しております中小企業施策との連携のもと、各地域の実情に応じた支援を弁護士、弁理士などの専門家の方々や、日本知的財産協会など関連団体との連携を強化しまして、支援体制を構築してまいります。

基本方針その3でございます。こちらはK P Iの設定とP D C Aサイクルの確立でございます。基本方針その1、その2で示しました支援施策、支援体制のもと、特許庁、I N P I Tの中央レベル、また経済産業局、47都道府県の知財総合支援窓口の地域レベル、それぞれにおきまして支援の取組の成果を客観的に評価できるよう、成果目標、K P Iを設

定いたします。

これらの基本方針にのっとりまして、知財の取得、活用を促進することにより、中小企業のイノベーション創出を支援しまして、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生にも資することを目指すことといたします。

具体的な支援の内容及び今後の取組の方向性について、3ページでお示ししております。3ページをご覧ください。支援に当たりましては、ユーザーの視点に立ちまして、特許庁が所管しております産業財産権のみならず、営業秘密や農業分野などを含めた横断的な支援を受けることができる体制を整備すること、また、知財の取得、活用、保護、それぞれの段階に応じてきめ細やかな施策を講じることが重要でございます。

続きまして、4ページでございます。こちらは支援の体制を示しております。知財の取得、活用に関しては、支援機関が複数存在しまして、どこに行けばどのような支援が受けられるのかわかりにくいというユーザーからの御指摘もございます。また、有識者の方からも、知財意識の啓発とともに支援施策自体のアクセス性の改善も重要であるといった御指摘もいただいております。

このため、中小企業庁との連携のもと、知財総合支援窓口と、よろず支援拠点が中心となりまして、各地域の実情に応じ、ユーザー視点に立ったきめ細かい支援の取組を展開する体制を構築いたします。その際には弁理士、弁護士の特任専門家の方々、日本知的財産協会など機関から最大限の協力をいただくとともに、商工会議所、商工会、地方金融機関、JETROなどと緊密な連携を図ってまいります。

続きまして、基本方針その3で申し上げました成果目標、KPIの設定でございます。5ページをご覧ください。上段でございますが、中央レベルでは、窓口における相談件数や専門家による支援件数、窓口とよろずとの連携件数などを目標として定めております。

下段でございますが、こちらが地域レベルでの目標でございます。窓口ごとの相談件数などのほかに、それぞれの地域の特色を踏まえた窓口ごとの目標を設定いたします。

このように地域・中小企業に対する支援施策及び支援体制を充実してまいります。その効果について定期的に検証した上で、見直しを行っていくことが重要であると考えております。

スライド6ページをご覧ください。毎年4月、10月には、関係者が一堂に会する連絡会議を開催しまして、掲げられた成果目標が達成できたのか、できなかった場合には何が足りないのか、既存施策の問題点は何なのか、効果の小さい施策について改善すべき点は何

かということを検証するとともに、各地域の先進的な取組事例を優れたノウハウとして全国ベースで共有いたします。

また、中小企業向けのニーズ・満足度調査の結果も踏まえまして、目標の改定、政策対応の見直し、充実を図ることによりまして、PDCAサイクルを確立してまいります。

私からは以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

君嶋委員、お願いします。

○君嶋委員 ただいま御説明いただきました中小企業への支援でございますが、中小企業からのアクセスをよくするための改善を御計画いただきまして、ありがとうございます。

私がいかなる立場で中小企業の方に、弁護士でもあるので弁護士として相談を受ける、あるいは大学の知財をやっている者として、愚痴といいますが御相談を受けることがございます。やはり中小企業の方々は、出願や権利行使、国内においてもまだまだという企業さんも多くございます。それから、海外に進出する際に、海外で特許等を取っていないことから、大変いい技術を持っていて製品を輸出する、あるいは海外に工場のある現地の企業と協力して生産する場合であっても、自ら権利行使するということが、権利を十分取っていないのでできない。そして逆に海外の企業から権利行使される場合もございます。

したがって、国内と、こちらの資料にもございます海外での対策の支援も御計画中と思いますが、ぜひとも海外での権利行使の支援とともに、海外で権利行使を受けた中小企業への支援についても、現地の代理人が必要になる場合もありますし、国内の弁護士、弁理士との共同も必要になってきます。中小企業では専門家へのアクセスがないということ、それから大企業のように潤沢な資金で国際訴訟をやることもできないという金銭的な問題もございますので、その辺のノウハウの面と金銭的な支援をしていただくと、より多角的な支援になるのではないかと思いますので、御考慮いただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

続きまして高山委員、お願いいたします。

○高山委員 今のお話と関連しますが、私は刑事法が専門ですので、中小企業の方々が権利を十分に安心して更新していただくようにするためには、エンフォースメントの取組も非常に重要であると思っております。この間、全国に支援窓口をつくっていただいているほかに、それと同時に全国の都道府県においても関連の部署を設置していただいたという

ことで、大変ありがとうございます。

警察におきましては、まだ一般的には知的財産権についての知識が十分でない警察官の方も多くございますので、中小企業の方々御自身についての啓発活動も大事だと思いますが、取締りに当たる警察の方々についても、いかに知的財産権が大事なものであるかということをよく御理解いただけるような取組を、さらに進めていただければと思っております。

後の話にも出てくるかもしれませんが、個別の権利行使もありますし、全国の中小企業でいろいろな産業活動が行われていることが、日本の文化的な魅力などの発信源にもなっていると思いますので、そういった点も広く宣伝していただいて、若くて有能な人材がこの分野に多く集まって下さるように、少子化の時代の中で魅力ある産業を展開する観点からも、啓発をますます進めていただけると有り難いと思います。よろしくお願ひいたします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。中小企業とか地方の大事さというのは、本当にいろいろな局面で話題になると思うのですが、そんな中で先ほど長官が、12年前と余り変わっていない印象も受けるとおっしゃったのが、どの点にあるのか後で伺いたいと思います。中小企業に関して、皆さん側の行政は意識の高いところからのアプローチかもしれませんが、私たちは普通に取材を地べたからしますもので、多分意識が普通か、もしかしたら低めのレベルの企業のところにアプローチすることが多いんです。そうすると世の中とか行政が、これだけ特許とかいろいろなことの意識が高い状態で進めているながら、実はそんなに変わっていない方々というか、変わっていないグループもいるのだということを感じます。

実際この後話題になるIoT、第四次産業革命でも、ドイツなども中小企業の意味合いはものすごく重いと思いますし、この部会とは直接関係ないかもしれませんが、例えば農業分野の知財。この前私が知って驚きましたのは、シャインマスカットという異常に高く売れているブドウが、種苗登録を中国でしてなかったために中国産でつくられて、ごっそりもうけを中国に持って行かれたとか。それも、登録の大切さというのは農業分野でもかなり前から言っていたはずなんですけれども、それでもやはり届いてなかったということはどういうふうに捉えるかということが大事だと思います。

今回のテーマの中には、いわゆる計画の見直しとか検証というものはずごく書かれてい

ますが、その計画の視点の中に、アクセスしてくる企業にどうアプローチするのかではなく、全く動かない、もしくは意識がない、窓口に行こうとも思わない方々にどうするかという視点が、もう一つ必要ではないかと思います。

というのは、実際にいろいろな窓口をつくられたことを承知しているのですが、そして、よろず相談窓口も非常にいいと思うのですが、実は普通に取材で話していると、よろず相談窓口のことはあまり知られていません。そうすると、そこに行けばみんな解決されるんだということを知らなければ、やはり実効性はないのではないかと思うのです。もちろん本当に自分たちの意識のない方々に届くということは非常に難しいことであるのですが、自分たちの目標の中にそれをどう埋め込んでいくかという意識は一つ大事だと思います。

例えば金融庁が、最近、地域の金融機関の働き方として、融資をばんばんするのではなくて、その地域をどのように盛り上げたかということを目指にしようとしています。こういう機に、まさに地域の金融機関とか自治体のそういう役割の人たちとの連携を非常に強くして、自分たちでアクションを起こさずなかなか意識が変わっていないグループの方々に、どのように働きかけて実効性を上げていくかというところを重点的にやっていただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは久貝委員、お願いします。

○久貝委員 日本商工会議所の久貝でございます。まず、地域・中小企業の知財分野での支援体制、このように重点的に取り上げていただきまして、大変ありがとうございます。中身の補助金も非常にバラエティーに富んでおりまして、現長官はもとよりその前からも、随分やっていたというのとはよくわかっております。私どもこれをぜひ活用するようにということで関係企業等にも紹介しております。

しかしながら、中小企業の分野の知財活用は先ほどからも御指摘がありますように、まだ少ないと思っております。特に日本の場合、製造業はトヨタを頂点として世界屈指の力を持っているわけですが、それを生産現場で支えているのは中小企業の技術であります。それが知財によってあまり守られていないということが挙げられるのではないかと。

例えばアメリカの場合は、全出願に占める中小企業の割合は25%ぐらい。もっとあるかもしれない。日本の場合、特許庁の御尽力で大分上がって中小企業の出願は増えておりますが、まだ14%ぐらいです。まだかなりの開きがあると思います。中小企業の側にもいろいろな課題がございまして、経営課題としては、もっと投資しろとか賃上げしろという

ことで生産性向上、政府からいろいろな御指導を受けておりますが、そのための原資が必要なわけで、その原資は利益ということです。利益を生み出すために、特許を持っていると利益率が高いというのは事実で、そういう意味で中小企業は特許に真剣に取り組む必要があると考えております。

ただ、支援体制のところ、御説明がありました資料 2-2 の 4 ページですが、いろいろな団体、機関が 381 万の中小企業を支援するんだと書いてありまして、そのうちの一つに商工会議所、商工会を書いていただいておりますが、全く実態はこれと違ってありまして、なかなかそこまでできていない。東商、大商、あるいは自動車が多い名古屋等も商工会議所ぐらいであります。それも東京の場合ですと、東京都庁の支援は非常に大きいということで、そこでいろいろなことができているのが実態でございます。地方への知財支援の展開というところになりますと、ものづくりで強い地域は結構あるのですが、なかなかそこまで行っていないというのが現状だと思います。

近畿の経産局で「知財塾」というのをやっております、特許室長と中小企業の担当者、場合によったら経営者も入れて、こういう勉強会を地道にやっておられる。ほかの局もあるのではないかと思います、こういうのは大変有り難いです。こういうものができればもう少し、局というのはブロックですから、その下の県、もうちょっと下の市まで行ければ地域展開がかなり広がって、出願が増えるのではないかと考えております。

それから、経産省で RESAS という分析ツールを持っておられますが、あれを知財分野で活用できないかということも御検討いただくと有り難いということです。

それからもう一つ申し上げたいのは、知財の活用が少ない理由だと思いますが、支援策は有り難いのですが、中小企業の経営者への知財のアピール力が弱いということです。「知財を取りました。それはどんな経営の役に立っているのですか」という部分についてアピール力。例えば、知財はその会社の技術力を示すということで、補助金をもらえる、融資が受けられる、レピュテーションが上がるというメリットがありますけれども、それだけでは説得力が弱い。知財を 1 件取ると 60 万から 70 万ぐらいかかる。それは出願費用と知財の弁理士さんに支払う費用ですが、加えまして、知財の担当者 1 人張りつけて、確か出願から特許庁のファーストアクションが出るまで 1 年ちょっとぐらいですか。大分短くしていただきましたけれども、全然まだこの 1 年間張りつけなければいけない。もしかすると経営者は自ら特許庁に行ったりしなければいけない。そういう人的なコストもある。

その上で役に立っているのかということになりますと、特許の本質は排他独占権なわけ

で、それがちゃんと実現できているのかというのが非常に大きな問題です。そこは経営者はよくわかっていまして、本当はできていないのではないかということを感じているわけです。それがなかなか出願の伸びにつながっていかないという一つの理由ではないかと考えております。

これ実はここ特許庁でも多分検討していただけると聞いておりますが、裁判のほうで見てみますと、中小企業が裁判で勝てる割合、特許侵害で原告になった場合ですが、2割以下ですね。次に、認めてもらったと、では賠償額はどうかというと、大体認容率8%ぐらいだと。それから、大体その手前で、これはうちの特許を侵害していると言ったら、それは無効だと判決を受けるのが37%ぐらいある。これでは裁判で特許無効だと言われると、むしろ今やっている事業の存続の危機になるということがございます。

そういう点もありまして、アピール力が弱い。ぜひ、その知財の紛争処理について取り組んでいただいて、知財の価値が増える取組を司法の分野でやっていただきたいと思えます。先ほどのお話で知財エンフォースメントを強化するとか、また国際セミナーをやるというお話もあり知財の重要性認識を深めるので大変有り難いと思っておりますので、世論喚起も含めてアプローチをお願いしたいと思えます。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。実効性を上げるということは基本中の基本だと思います。

それでは、釘宮委員。

○釘宮委員 釘宮でございます。私は昨年度、知的財産分科会の情報普及活用小委員会に参加させていただきまして、その論点の1つに、中小企業への情報普及施策の在り方というのがございました。その報告書の中でも、地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対して、知的財産への関心度に配慮しつつ、普及と支援を両輪として講じていくことが基本的な考え方として示されました。この知的財産への関心度というのは、具体的には重要性に気づいていない。重要性に気づいているが活用していない。特許情報を活用している。この3つのタイプということです。

先ほど宮島委員のお話などにもあったのですが、重要性に気づいていない、気づいているが活用していないという企業と、実際に活用している企業とでは、それぞれに対する施策は異なってくると考えられます。このような知的財産への関心度、組織としての成長度とか成熟度も関係してくると思うのですが、KPIの中では、どのような団体がどのよう

な中小企業に対してどんな場面でどのように支援していくのか、そういったところまで細かく配慮して具体的に明確化していただくことが、グッドプラクティスを積み重ねていくことにつながっていくのではないかと思います。

消費者の観点から申し上げますと、例えば「長いも」とか、「市川のなし」とか、地域団体商標制度は消費者にとって身近な存在であると思います。消費者への知財に関する普及・啓発ということもありますし、地域経済の活性化の意味においても、こういったものに力を入れていただけるといいのではないかと思います。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員 こちらもいろいろ手間がかかる施策を広範に打っていただいている、大変有り難いと思います。特にワンストップというのは、特許はこっちですけど、営業秘密はうちはやっていませんとか、それではしょうがなかったので、これを1つにまとめていただけてよろずと連携して支援していただく。枠組みとしては非常にいい形になったと思いますが、先ほどのようにまだ認知が足りないところは引き続きやっていただきたいと思います。

これは永遠のテーマに近いので、毎年何らかの形で継続していくことですから、逆に言うところKPIをしっかり立ててフィードバックかけると改善していきたく思います。これは昨年も言ったのですが、このKPIみたいな考え方は、例えば窓口で支援する件数とか、サプライサイドのKPIなんですね。結局最終的に評価しようとしたときに、宮島委員も久貝委員もおっしゃっていましたが、今381万社の中小企業の中で、実際に知財活動をやっている社がどれぐらい。そこにもうちょっとで届きそうなところがどれぐらい。その中でどういう形で働きかけて、どういう結果を記載してやるのかというところで、アウトカムで評価を最終的にしないといけないと思うのです。

昨年の資料の中にはそういう雰囲気の数値の入った資料も出ていたんですが、今年なくなった。どこかにあるんだと思いますが、そういう観点でサプライサイドで件数をやったということではない評価でフィードバックをかけていくことが必要だと思いますので、その点を取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは早稲田委員、お願いします。

○早稲田委員 中小企業の企業経営と特許の企業のところで、1つは質問ですが、この知財保有している中小企業は、売上高営業利益率も従業員1人当たりの営業利益率も高いという調査結果ということです。これは知財を利活用した結果なのか、そもそもそういうふうに知財を取らなければいけないんだという、非常に中小企業の経営者の中でも先進的な考えの方だから会社自身も売上げがいいのか、そこら辺については何か調査結果等はあるのでしょうか。

○五神分科会長 いかがでしょうか。

○武田普及支援課長 これは実際に利活用された方を含め、中小企業庁でアンケートを実施した中でこういった質問がございまして、それに対するお答えということで我々のほうで加工させていただいております。

○早稲田委員 そうすると何らかのエンフォースメントに近いような行使をされたという理解でよろしいですか。

○武田普及支援課長 そのような行使も含め、知財を保有しているか否かという質問に御回答いただいたということでございます。

○早稲田委員 わかりました。

意見としては先ほどから出ているのですが、私は昨年、知財紛争処理システムの検査委員会の委員のほうに出させていただきまして、その中で大企業の方、中小企業の方でいろいろな御発言があったのですが、中小企業にとって特許を行使するのは非常にハードルが高い。先ほどからあるように行使したら無効になってしまうのではないかとか、裁判までの期間が非常に長くてそこまで体力が続くのかという問題があるので、これについては知財のワンストップサービスでいろいろと中小企業に対して啓発することも非常に大事だと思いますけれども、やはり質を上げていかなければいけないのではないかと考えております。

特許について一番大事なのは、いかに出来のいい質のいい明細書がつかれるかということだと思います。そこがだめだと、いくら下町ロケットに出てくるようなすばらしい弁護士さんがついててもだめだと思いますので、そこら辺からレベルを上げていく必要があると思っています。それからもう一つは、エンフォースメントのところを使いやすいようにしていく必要があるかと思っています。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは中鉢委員、お願いします。

○中鉢委員 先ほども申し上げましたが、グローバル化の問題と地域・中小企業支援というのは裏腹な問題だと思います。何人かの委員がおっしゃっているように、権利化はしたものの行使する力が足りないということがあり、特にこれが新興国で深刻化しているということになりますと、そういうところを支援するような取組もお願いしたいと思います。

それから、中小企業の支援として、技術を支援するところや資金を支援するところというのは企業の現場で並行的にやっていますが、特許は後工程になっております。そうすると、中小企業の技術や資金を支援するところと、特許における知財支援のつながりが薄くなっている感じがします。後工程ではなく、ビジネスモデル構築の時点で、ぜひ特許について、企業が悩んでいる発想のところから支援するような体制ができないものかと思っております。

例えば北海道北見産の「さらさらゴールド」という生活習慣病改善効果が期待される玉ねぎがあります。北海道は、道内で生産された機能性食品にヘルシーD<sub>0</sub> という商標を与えて付加価値を高めるというビジネスモデルを構築しており、今のところ成功しているように見えますが、こういったビジネスモデル構築も含めた支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○五神分科会長 そのほかいかがでしょうか。

林委員。

○林委員 今、中鉢委員がおっしゃったようなことをしたいときには、商標ではできないんです。本当に独占したかったら、それは種苗法で行くしかないわけです。先ほどのシャインマスカットの例にしても、「シャインマスカット」という名前を使わなければ、自由にできてしまいます。今、日本の農産物をどう世界に出していくかというときに、流通面でのハードルもあるのですが、出すだけだと、現地で作られて終わりというものもたくさんございます。全体戦略の中で、知財をどう使うかというこれがすごく大事な点で、それなしに例えば農家に知財を使いましょうと言っても、地域団体商標なのか、それともGIなのか、それだけでも迷うところを、さらに種苗法とかいろいろあります。これから農水省もいろいろな体制をつくりつつありますが、こちらの知財総合支援窓口と農水省の窓口との連携がますます重要になってくると思います。

先ほど中小企業の「気づき」というポイントがございましたけれども、本来どうも特許庁でお話ししていると、知財をどう活用するか、という知財オリエンテッドな話になって

しまいがちです。でも本当はそうではなくて、企業なり農家なりでも、その行っているビジネスのために知財をツールとしてどう使うかという観点が大変であり、知財を普及しようということでアプローチするのでは普及はできないと思うのです。

正直申し上げて、知財総合支援窓口の方は、知財オリエンテッドでいらっしゃる方が多いので、弁護士への御相談は、どうしても訴訟レベルにならないと弁護士ではないと思っている方が今でもいらっしゃいます。実は今申し上げたように事業をどうするかということで言えば、まずは事業の取組をするときに弁護士に相談していただきたい。どういう枠組みの契約をするのかという中で、どういう知財がいいのか、それについての契約条件が出てくるわけです。海外契約するときには、さすがに弁護士に御相談が来ることが多いのですが、国内契約でもそういった視点が大事です。

特に地域で町おこし、地域おこしのようなことでいろいろ議論されているときに、船頭多くしてといますか、会議に何十人も集まって、何十回も町、県、国レベルで議論されていますが、例えば玉ねぎの例でいけば、商標ではないんだというところに気づかずにずっとブランド化をやっている例もあって、最終的にはそれでは何の勝負にもならなかったということがもう既に出てきていますので、そういった点でリーガルな観点を初期段階で御相談いただくことが必要であると思います。

○五神分科会長 どうもありがとうございます。

受け身ではなく、知財を新しいビジネスモデルの中にどう組み込んでいくかという観点で、世界に先駆けて手を打つようなことをやっていくことは極めて重要で、私が参加することになった未来投資会議でも、農学分野と工業分野をどうつないでいくかということも議論することになっているようですが、その中でどうやってビジネスにしていくかという議論のところには知財の視点を入れることは非常に重要ななと思いました。

そのほかいかがでしょうか。

○木村総務課長 何人かの委員の先生方から、農水省分野との連携という観点から御指摘をいただきましたので、私どもの取組の一端を御紹介させていただきたいと思います。

御案内のとおり、農水産品の市場拡大は、輸出の増加も含めて、政府全体の重要政策課題の一つとなっております。私ども特許庁ということになりますので、知財という切り口からの連携になりますが、私どもでは農水省と連携させていただきまして、議論の中からも出てまいりましたが、私どもが所管しております特許、商標といった産業財産権の領域に属する知財と、農水省さんが所管されている種苗法に基づく育成者権、あるいは地理的表

示、G Iといったもの、相互に隣接する、あるいは同じものに2つの権利を取っていたかのようなケースもございまして、それらを有効活用しながら御商売につないでいただくケースもあるようにお聞きしているところでございます。こういったものをまずはしっかりと普及させていく必要があるということで、本省レベルではもちろんでございますが、私どもの地方にございます経済産業局と農水省さんの農政局のほうでタイアップさせていただきまして、農業分野の事業者さんも含めまして、その御商売の中で知財を有効に活用していただくような普及活動をやっていこうということで、今取組を開始させていただいたところでございます。

その手始めとしまして、資料の3ページの上の囲み、横断的支援のところの一番最初の矢印でございますが、私どもの地方局にございます「特許室」では、農業分野も含めてきちんと政策対応に取り組んでいこうということで、来年度から「知的財産室」という形で少し間口を広げさせていただこうと。ここにいろいろな方からの御相談が来た場合には、必要に応じて農政局におつなぎすることもさせていただきたいと思っております。

また、47都道府県に設置させていただいております知財総合支援窓口でも、育成者権やG Iについての御相談にも対応させていただくということで、そうしたところからしっかり相談対応を始めておりますので、今後しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○五神分科会長 ありがとうございます。

まだいろいろ議論があるかと思いますが、本議題についてよろしいでしょうか。

それでは、委員からいただいた御意見につきましては、また事務局で整理させていただきました。議論を進めることに役立てていきたいと思っております。今回の地域知財活性化行動計画について、御議論いただきましたが、先ほど御説明いただいたことについて御承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

### 3. 第四次産業革命への対応について

○五神分科会長 それでは、3つ目の議題に移らせていただきたいと思っております。議題3として「第四次産業革命への対応について」ということで、まず、第四次産業革命の対応として、現在、経産省で検討が進められている「新産業構造ビジョン」及び「横断的制度改革研究会」について御紹介いただきまして、続いて、これらを踏まえた知財システムの検討体

制について、事務局より御説明いただきたいと思います。

それではまず、資料 3-1 から 3-5 について事務局から説明をお願いいたします。

○井上産業再生課長 経済産業省の産業再生課長でございます。資料 3-1、3-2 に基づきまして、今御指摘ありました「新産業構造ビジョン」の検討状況について御説明差し上げます。資料 3-1 をお開きください。

昨年の夏からこの 4 月にかけて、産業構造審議会の別の部会で、このビジョンの中間整理に向けた審議を月 1 回深めてまいりました。その概要について御説明申し上げます。左上にございますが、今、何が起こっているのかということです。IoT、ビッグデータ、AI、ロボットといった重要技術について、とても急速な革新が起こっている。こういうことの結果、これまで実現不可能と思われていた社会の実現が可能になってきておりまして、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性がグローバルに指摘されております。

こうした動きは IT の特定の分野だけではなくて、右のほうに書いてございますとおり、ほぼ全ての分野で劇的な変化が起こるだろうと考えられております。その結果、第四次産業革命というふうに世界では議論されているということかと考えております。①から④に書いてあるようなことが、机上の空論ではなくて、実際に世界ではどんどんと動いておりますし、また日本国内でも、ベンチャー企業を初め、やや周回遅れかもしれませんが、いろいろな新しい動きが始まっているのが現状かと存じます。

左下でございますとおり、海外のメインプレーヤーの動きでございますが、とても複雑で戦略的でございます。大きく言いますと、今までのネットの世界とリアルの世界を分けていた壁がなくなってしまう状況にあるということかと思えます。第四次産業革命については、例えばテレビなんかでも最近よく出てくる世界で言いますと、自動運転自動車、自動走行車というものが一つの事例かと思えます。ああいったものについて、今までネットの世界におられたグーグルが、リアルな自動車づくりのほうに出てくるということになっている。あるいは第四次産業革命という意味では、ドイツが大変有名でございますが、今までのものづくりの世界にいたシーメンスという企業が、どんどんネットの世界にも出てくるというようなネットとリアルの枠を超えた競争環境が生まれてしまっているということかと思えます。

こうした中で、第四次産業革命の付加価値の源泉は何なのかという御議論を審議会でもしていただきましたが、1 つは国際的にも言われていることですが、この分科会での御審議にもかかわりますが、やはりデータの利活用が大事なのではないかというのが一つの鍵

になっております。もちろん今までは、バーチャルデータと名付けられておりますけれども、誰でも取れるようなデータ、そこら辺に転がっているデータをどう集めてきて、新たな付加価値を生み出すかというところが競争の主戦場であって、ここら辺は正直申し上げて、グーグルなどのグローバルなプラットフォーマーになかなか太刀打ちできない状況になっていると思います。

一方で、競争の第2幕、リアルデータにつきましては、例えば健康医療のデータ、製造現場のデータ、先ほど申し上げた自動走行のプローブデータなど、意識しないと取れないし、またいろいろな壁ができていて、普通には簡単に集められないデータが大変多うございます。そして日本は、こうした分野については非常に有意義なデータをいっぱい持っているのではないかという議論をしております、うまく対応すれば、日本の新たな強みにしていけるのではないかということが戦略の肝になっております。

下のページの右側でございますが、大変な危機感を持っておりまして、この第四次産業革命の対応に失敗すると、上の矢印の右側にあるような形になってしまうのではないかと。例えば先ほどの自動運転で言うと、グーグルなどがアルゴリズムを開発して、最も大事な安全に車を動かすというソフトウェアを支配することになったときに、今までエンジンなどをつくって付加価値がとても高かったトヨタのような自動車づくりは、その下請けになってしまうということは本当に起きないのだろうか。これは我々もトヨタであるとかいろいろな企業と意見交換をしておりますが、日に日にそうした懸念が高まっているというリアルな現状になっているかと思っております。

したがって、この右側の中で言いますと左下のような広範な取組を行って、新たに第四次産業革命にしっかり対応していくことが必要ではないかということでございます。

次のページに行ってくださいまして、しっかり取り組んでいくことが大変重要でございますが、とても幅広い対策が必要ということで、この4月の中間整理では、2ページ目の左側にあるような7つの柱で問題提起をさせていただいております。特にこの中で、精査まちまちでございますが、青字の部分については、総理からも御指示をいただいて、今年6月の成長戦略にも明確に書き込まれていて、政府として取り組むことが決まっている事項でございます。

こうした取組を行わないと、その次のページの右側にあるようなマクロの分析を見ても、なかなか厳しい状況になっていくのではないかというところがメインメッセージでございます、次のページ以降は、例えばこんな取組を行うべきだという取組が代表例として挙

げさせていただきます。

それからもう1点だけ、資料3-2をご覧ください。この4月に中間整理を行いまして、総論としての日本の取組を考えてまいりましたが、具体的に日本として、世界で取っているのではないかと、あるいは取るべきだという分野を絞り込んで、その分野についての具体的な計画づくりをしていくべきではないかという議論になっております。そういう意味では資料3-2に書かれているものが、この9月13日から審議会を再開しまして、議論を始めた状況でございます。

縦の矢印のように4つ並んでおりますが、例えば健康を維持するような分野、移動するような分野、こうした4つの分野は日本の強み、弱みを考えたときに大変有望な分野ではないかと考えておりまして、それぞれの分野ごとに大きい矢印に書いてあるような、2030年は一体どういうふうになっている必要があるのだろう。その上で、それに向けた目標逆算のロードマップはどうあるべきなのか。ガバナンスメントリーチの世界で言うと、政府の規制とか新たなルールの高度化はどういうふうに考えていかなければいけないのか。3つ目で、そうしたことをそれぞれについて突破口となるようなプロジェクトをどういうふうにつくっていくのかという議論を始めさせていただきます。

具体的には、第1回は、この一覧にお戻りいただいて参考資料1に出ておりますが、安全に移動する分野で自動走行であるとかドローンといったような取組につきまして、今申し上げた議論を開始したところでございます。今後、毎月1回ずつ議論を各分野について深めていければと考えております。

私からは以上でございます。

○諸永知的財産政策室長 続きまして、本省のほうで知的財産政策を担当しています私のほうから御紹介させていただきます。資料3-3に基づいて御紹介させていただきます。

今御紹介いたしました新産業構造ビジョンの裏、表で、我々は横断的の制度というところでIoTとか、人工知能とか、実際に広がっていく、実装していくときに必要となっていく制度の検討をこの1月から7月まで行って、こちらの資料を今月の15日に公表させていただきました。その際に左下、検討のテーマと書かせていただきましたが、デジタル化が進んでいくときの市場の特徴で、足元の現状なども含めて検討を行いました。そして海外との比較。そして3つ目が、この後御紹介します今後の課題も含めて整理を行いました。

2ページ目をご覧ください。まず足元の市場の現状で、IoTなどが進んでいくもっと手前で、現在の例えばスマホの市場の中身がどういうふうになっているのかを、海外や国内

の実態に関して把握を行いました。こちらは日本の市場自体がかなり特徴的ですが、IoT、アップルの市場シェアがすごく高くなっていて、アンドロイドが3割ぐらいでございます。

そして、白い点々で囲んでいる部分がございます。これは事業者の方々との意見交換、生声で、これが具体的に競争法上どうこうというところにはまだ踏み込んでいませんけれども、現状、生声として聞こえてきたところを7つほど示しております。本文なども公表させていただいておりますが、そちらも具体的な事業者の方の生声というよりも、生声をもとにどこの事業者かわからない形で公表をさせていただいているものでございます。

3ページ目をご覧ください。これがこの後事務局から御紹介します、今後につながる部分になります。データの利活用・保護と知的財産ということで、現状の課題の抽出を行ってまいりました。

2. のところで、これは個人情報に関して、個人情報保護法の改正が行われまして、来年度の施行に向けて準備を行っております。企業は、そのやり方とかルールは明確な基準がないので、慎重にならざるを得ないという意見をいただいております。そこを踏まえながら、政府としてどういうルールを作っていくかというところを行っている部分です。

それからもう一つ、大きな企業間で扱っているデータ部分に関して、現状は、先ほども契約というお話がございましたが、契約に基づいてアクセス権、利用権が発生しておりますので、こんなところを契約に基づいた、その先でどういう権利保護などを行っていくのかという整理を行ってほしいという意見をいただきました。

そして3. ですが、今後の部分でどのような検討を行っていくかという意見をいただきながら、このような取りまとめを行いました。下2つがデータ部分ですが、個人情報保護法の施行に向けて、分野別の指針をしっかりと業界ごとにつくっていただけたところを応援していく。

そして一番下の丸、これが新たな知的財産システムに関して検討を進めていく大きなところで、1つのデータの利活用を進めて、これはデータベースや人工知能やIoTの関連技術の保護を、現状どうなっていてこれをどう進めていくべきかというところや、データの管理や契約の実態がどうなっているかの調査、こんなところをさらに行っていこうということを報告させていただきました。さらに協調利用というところで、IoTに関して技術などは、1社だけでは1製品の技術を全部取ることができませんので、協調が広がっていくに当たって、その特許も含めた新たな制度の在り方を検討していくことを提案させていた

いただいたものでございます。このような検討を踏まえて、今後どのようなことをやっていくかをこの後御紹介させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○五神分科会長 続いてお願いします。

○仁科企画調査官 引き続きまして、総務課企画調査官の仁科から、資料3-4に基づいて説明させていただきます。資料3-1から3-3にかけてまして第四次産業革命を受けた様々な事象に対する検討の状況を御紹介させていただきましたが、これらの検討を受けまして、知財の方面からも検討していく必要があるのではないかという問題意識をもちまして、資料3-4の表題にございますとおり、「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」を設置したいと考えております。

資料の右上に書いてございますとおり、経済産業政策局と産業技術環境局と特許庁とが連携して開催する検討会でございます。「1. 趣旨」の欄には、先ほどから御説明させていただいております、検討の必要性を記載させていただいております。

1 ページ目の中段に2. 欄に「検討の内容」とあり、一部報道もされているところですが、現時点で検討の内容として考えております事項は、以下のとおりでございます。①番として、先ほど資料3-2で御紹介しました新産業構造ビジョンの有力分野において、どういった事象が生じているのか、技術的な強み・弱みを分析した上で、それを踏まえた望ましい知財制度の運用、在り方について検討を行いたいと思っております。黒丸で3つほど分野を挙げていますが、モビリティ、ものづくり、健康・医療・介護分野等について分析を行いたいと考えております。

ページを移っていただきまして、②番として、産業分野別の検討ではなくて、産業分野横断的な検討もさせていただく必要があるのではないかと考えておりまして、ここに3つほど提示しております。最初の黒丸が、データの利活用の促進に向けた制度の検討でございます。2番目が、産業構造の変化に対応した知財システムがどのようなものであればよろしいかという検討でございます。3番目が、戦略的な国際標準化の推進という観点で議論を行っていくものでございます。

3. 欄以降にスケジュールを書いておりますが、来月から順次検討会を進めていきたいと考えておりまして、12月までに論点の整理、年度末までに中間整理をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中野制度審議室長 続きます。資料3-5に基づきまして、特許制度小委員会の現在の検討状況を御報告申し上げます。

特許制度小委員会では、知的財産戦略本部で知財紛争処理システム検討委員会が平成27年10月から開催されまして、平成28年3月に、「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について」という報告が公表されました。これの議論を踏まえまして、「知的財産推進計画2016」におきまして、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため、関係府省において、証拠収集手続、適切な損害賠償額、権利の安定性の向上に係る取組を推進することとされております。

また、先ほどから議論になっておりますように、IoT等の普及は第四次産業革命に大きなインパクトが与えられることが予想されますが、とりわけ情報通信技術を利用する製品は膨大な件数の特許が関与するようになります。また、権利関係も非常に複雑になることから、知財紛争処理システムの在り方についても、こういった文脈の中で、かつ知財紛争処理システム以外にも特許制度全体について総合的な検討を行うことを目的として、平成28年6月8日にキックオフしまして、議論を進めているところでございます。

8月3日に2回目を開催しまして、次回は10月11日になります。平成29年2月ごろに知財紛争処理に係る議論の中間取りまとめを予定しているということでございます。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは一通り説明いただきましたので、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは君嶋委員、お願いします。

○君嶋委員 第四次産業革命に対応した知財システムということで、大学の研究者が、先ほど御紹介いただいたような各分野について研究者間で、あるいは国からの支援を受けて、あるいは企業との共同研究といった形で、さまざまな最先端の技術を生み出し、その中には特許を出願する場合がありますし、企業にノウハウを提供することもございますが、これまで日本が技術先進国になってからの状況を振り返ってみますと、医療の分野であっても、ITの分野であっても、発端となる発明が日本の研究者、技術者から生まれていたにもかかわらず、これが社会に普及する過程では、外国が舞台になる、あるいは外国企業が中心となっていくということで、必ずしも日本の企業の発展あるいは雇用の創出につながっていない場面があったのではないかと考えております。

では、大変よい技術を持っている企業や研究機関があるにもかかわらず、そのような現象が起きるのはどうしてかと反省してみますと、いい技術が生まれたときに、これを実用化するための社会インフラと申しますか、そこが十分に整っていなかったのではないかと考えております。例えばITの分野ですと、標準のために大変たくさんの特許が必要になってくるわけでありまして。まず標準を決定する段階において、日本国内で、あるいは国際的にさまざまな議論が行われて、もちろんデファクトで決まる場合もございますが、政府、産業界、研究する研究機関といったさまざまな分野で標準化の努力が必要になってくるかと思っております。

したがって、国、企業、研究機関との共同研究とさまざまな形があると思うのですが、その中で技術を生み出す、特許化するところでおしまいにせずに、標準化のための話し合いであるとか外交交渉、あるいは企業間の交渉というところまで国や産業界の皆様が御努力をいただいで、大学もそういったところで発端的な研究をしている研究者はたくさんいますので、そういったところをつないで標準化等につながる社会インフラをつくるという面からも、第四次産業革命への御努力をいただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

続きまして渡部委員、お願いします。

○渡部委員 資料3-4の内容、まさしくこういう検討をしないといけないわけですが、いろいろ厄介な問題があるなど感じています。特にAIを活用したデータのサービスを考えますと、生データが何らかあって、それを学習用データにする。それがアルゴリズムで学習済みモデルになる。それぞれについて特許権、著作権、あるいは営業秘密保護の対象になるかならないか、これは政府で検討されているものの中には三角というのが結構あります。三角は恐らく変わらないと思うのですが、三角の中身をもうちょっと細かく検討しないといけないだろうと思います。学習済みモデルは今までのものとは大分性格が違うので、なかなか難しいと思います。この辺を先端技術に係る知財の問題として、今までの産業財産権とかコンテンツという枠組みでない形で議論しないといけないというところの一つ特徴があるかと思っております。

それから、先ほど冒頭でリアルデータは日本の強みだという話もございましたが、これも一昨年からRIETIのほうで、営業秘密、技術ノウハウの実証分析をやってきて、日本の産業競争力というのは技術ノウハウにかなり依存している。問題は、その技術ノウハウが現場のデータを分析することによって、認知されているもの、されていないものが恐

らく抽出されていくことになるわけです。それが先ほどの学習済みモデルに集約される。これはもろ刃の剣であるというところがありまして、日本の産業競争力という意味では、多くのデータを集めてより優れたノウハウで、今までの個別のノウハウでやっていたものを、もっと生産性が上げられる可能性がある。一方で、下手するとそれが抜けてしまう可能性があるというところの議論は必要だと。これは知財の話です。データの提供の仕方、もう一つは学習済みモデルの取扱いがポイントかと思います。

学習済みモデルを含めて、データと呼ぶほうがいいのではないかと考えておりますが、このデータのやり取り、あるいは学習済みモデルも市場ができて、その間は全て契約で取り決めがされてコントロールされる。事実上それらのアクセス権、利活用権が規定されるということ、どういう合理性を持って契約を考えていけばいいのか。特に中小事業者に関してはそのようなことを整理する必要があると思います。

さらに、今までの無線通信でも、ビジネスエコシステムが非常に巨大な中で、パテントがあったときの効力についてどう考えるのか。今後IoTはもっとビジネスエコシステムが大きくなりますので、こちらに書いてある、今のパテントプールが余り機能しなくなってきましたので、そういうような効力をどういうふうに考えていくのか、こういうシステムの中でという問題もあろうかと思えます。

いずれにしても、かなり分野横断的で各省庁で検討されているもので、それをあちこちで検討されている中で、うまく効率的・効果的にむだがなく施策に反映することが、少しメタの課題ですけれども、課題ではないかと感じます。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは早稲田委員、お願いします。

○早稲田委員 今日の日経にIoTのデータを営業秘密で保護する方向性だという記事があったので、今日のこの委員会にも関連するのかなと思ったのですが、1つは、先ほど来あるグローバルの問題で、海外がどういう形でこういうデータを保護していくかというところを考えていけないといけないと思っております。契約で全部終わるのか、それとも何かほかの方法があるのかというところで、どうしても日本は法律も技術も、比較的ガラパゴスになりやすいところがあると思っております。特にデータの問題ですと、本当にグローバルな問題が出てくると思っていますので、どういう形で海外の法律とマッチングしていくのかなというところをお考えいただきたいというのが1点でございます。

それからもう一つは、こちらの資料にもありましたように国際標準化は非常に重要なので、これは国を挙げてやっていただかないとなかなか難しいのではないかと考えています。そこら辺はぜひ御努力いただければと思います。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。今事務局から示された方向性は本当に必要な方向性だと思いますし、逆にそのスピード感がすごく求められていると思います。知財の遅れとかいろいろな環境整備が、第四次産業革命とかいろいろな障害になり得ることは皆さん実感していると思います。日本の企業は、相対的にはデジモンメイキングが余り早くない、得意ではないというのがもともとあるところに加えて、そこに○か×かというところがわからないものがあると、それを理由に先送りをしてしまう傾向があるのではないかと考えております。結果として、はっきりわからないから、どっちだろうと考えているうちに時間ばかりがたって、諸外国にプラットフォームを取られるということは、これまでも既にあったのではないかと考えています。

私は著作権のアプローチから内閣府の話し合いに参加したことがあるのですが、リアルデータのところでは、いわゆる創作物の本当の著作権とビッグデータの関係がなかなか難しく、しかもそれぞれ切り分けなければいけないものだと思っていて、このビッグデータの権利に対するアプローチはかなり変えていかないと、海外と対抗できないとそのときも感じました。本当に難しいことが多いので、すごく拙速に議論ができるものではないんですが、一方でちゃんと方向性を企業に示していかないと、議論が止まってしまってそれは障害になる可能性があると思うので、並行して今の方向をスピード感をもって進めていただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

大月様、お願いします。

○片山委員代理（大月氏） 大月と申します。第四次産業革命というところに対して、前向きにお考えいただいているので、非常に有意義なことではないかと考えております。ただ、先ほどの早稲田先生のご意見に付加して申し上げますと、個人情報保護法が改正されて、今後のその対応自体も企業の中で問題となっておりますが、グローバルに見た場合には、それ以上に今年の4月に欧州会議で一般データ保護規則が採択されて、そちらに

対応できるのかということが世界的に非常に問題となりつつあります。グローバルコンプライアンスという意味では、競争法関連と贈収賄法関連について、極めて広く域外適用が認められた結果、近時の日本企業に対する大きな脅威となっておりますが、このデータ保護関連が、近い将来、第3の脅威となるのではないかと考えられます。すなわち、EUの一般データ保護規則については、どういう形で日本企業に具体的に適用されるかはまだ分からないところがあるわけですが、それに対する問題意識がまだ日本ではそれほど醸成されていないということがあって、一部の学者とか弁護士の間では危機意識を強めているところですが、それに対する対応は、日本では内閣府等が中心になって検討しているのではないかと思います。韓国などはそういうことに対して、EUとの間で熱心に協議を行っているということでございますので、日本もぜひ出遅れないようにしていただきたいと思っております。

もう一つは、現在、公正取引委員会との関係では、知財と独禁法の交錯が脚光を浴びております。ただ、御存じのように今年の1月に知財ガイドラインが一部改正になって、FRANDに関する規定が入りました。ただ、実際に改正案が公表されて、パブリックコメントを募集したところ、かなりの意見が出て、成案になるまでに紆余曲折があったようです。公正取引委員会に関しましては、知財に係る人的なりソースや他との連携を強化していれば、この改正も、もう少しスムーズにいったのではないかと思いますという声もあるようです。したがって、今は、個人情報、競争法等との関係を例に挙げましたが、様々な分野が多層構造的に混じり合う第四次三号革命において、貴庁が、各省庁とも連携をうまくとりながら、世界の中で、日本を索引する存在になっていただきたいと思っております。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

それでは中鉢委員、お願いします。

○中鉢委員 アメリカの巨大IT企業に対して、どう日本が立ち向かうかということが課題であると思います。Google、マイクロソフト、アマゾンには確かにシェアを取っていますけれども、よくよく見ると、GoogleはGoogleの中でデータが閉じ、マイクロソフトはマイクロソフトの中でデータが閉じています。アメリカが非常に閉鎖的なのに対して、日本のデータは、あちこちに散在して、ある意味オープンなのですが、これがまとまらないところが日本の弱みになっていると私どもは捉えています。

そういったデータのプラットフォームをどうつくるかということが、日本的なアプロー

チではないかと思っております。出口を意識しながらやっていくことが重要で、このあたりをよく考えて、戦略を練ってほしいと思います。

今、AI、IoT、ロボットというのは、第四次産業革命の三種の神器みたいに言われますが、今話のありましたレギュレーションの問題や、個人情報の問題、安全上の問題、倫理の問題などをしっかり進めていることを国民に示していただきたいと思います。悪い現状放置シナリオに対する良い変革シナリオというように、単純化して色分けするのはいかなものかと思えます。

介護ロボットにおいても、介護ロボットを開発することはよいことだ、ということではなく、どういう介護ロボットが必要なのか、安全上の問題があるのかないのか、扱う人が自己責任でリスクを負わなければいけないのかなど、いろいろ問題がありますので、冷静に今の論点を整理して取り組んでいただきたいと思えます。

○五神分科会長 ありがとうございます。

ただ現状を否定するだけでは何も得ることができないので、現在持っている強み、ストックを戦略的に分析して、その中で次の手を先に打つことが大事だとおっしゃったのだと思っております、私もまさにそのとおりで思えます。

そのほかいかがでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 皆様方からいろいろ出た御指摘の中で、私自身がたまたま関係しているもので既に動いていると知っているものが、いくつかあります。まず内閣府でAI、人工知能に関する会議がございまして、そのスピンアウトで大臣懇談会も行われており、そこでは中鉢委員おっしゃったような倫理とか、国民一般のAIに対する受容度も含めた今後の普及の在り方、もちろん法的な問題などの総論的なことを議論しております。

経産省で、先ほど情報をつなげないことのメリットというお話もありましたが、分散戦略ワーキンググループというのがありまして、つながるプラットフォームと別の形で、情報の分散強調、活用の在り方も議論されています。

また総務省でも、データの利活用の中で在り方を議論しています。先ほど御紹介のあった欧州でのジェネラル・データ・プロテクション・レギュレーション（GDPR）が今年4月に発表されて、2018年からそれが施行されます。そこでは、忘れられる権利とか、データ取り戻し権利とか、移行させる権利というものが上がっております。

ここで一番関連してくるのが、先ほども出ました日本の個人情報保護法です。これは非

常に大きな問題だと思うのですが、個人情報保護法ができる前に、日本の都道府県、市町村レベルで100の単位では済まないぐらいの条例がたくさんございます。それが地方自治のもとで優先されて使われるわけです。国の法律と条例とのずれの問題。何が個人情報保護法の対象になる情報かという定義のレベルから一致しておりません。国際的な情報の活用を言っているときに、江戸時代じゃあるまいし、各都道府県や市町村別にそのルールが違うということが、今後のビジネス展開していく上ではすごく大きな弊害になると思います。先ほど、制度を考える上でのスピード感の重要性を宮島委員もおっしゃられましたけれども、ビジネスを進めていく上で、このスピード感に対して一番、弊害になっているのは、今のところ著作権法と個人情報保護法。済みません、どちらもここではないのですけれども、これが本当に日本の企業がどんなに頑張っても、そこを何とかしないともものすごく足かせになっていると思います。政府全体として同じことを議論するのに、今だけでも4つの省庁でできているのですが、もう少し統一的な議論のやり方を考えないといけないと思っております。

○五神分科会長 ありがとうございます。重要な御意見をいただきました。

このタイミングで、総括的に産業政策局のほうからコメントをお願いします。

○井上産業再生課長 大変貴重な御指摘、ありがとうございます。1つ、政府の中での検討の進め方についてはおっしゃっておられるとおり、それぞれのつかさつかさで議論が進められているのが実態です。他方で、先ほど申し上げた我々のビジョンのところには関係省庁全部入っていただいて議論しておりまして、今年の成長戦略では、第四次産業革命についての政府全体の司令塔が必要だろうというところが決まっております。

そのためにつくられているのが、座長もメンバーに入っております未来都市会議というものが、そのためにちょうど9月12日にでき上がったところがございます、関係省庁ともいろいろ議論しながら、その場に持ち込んでお決めいただくという形でやっていきたいというのが政府としての考え方でございます。

また、先ほど御指摘いただいたとおり、個人情報保護法であるとか、著作権法であるとか、倫理の問題であるとか、まさに新しい革命なので多様な課題が出てきておりまして、1つ1つこなしていかなければいけない。と同時に、宮島委員もおっしゃっておられたようにスピード感ある形でやっていかなければいけないということで、今後我々のほうでは、持ち分という意味でいいますと産業分野のところですので、縦の紙で見させていただきましたとおり、冷静に、一体日本はどんなところが強くて、どういうところを変えなければいけ

ないのかというところを踏まえながら、ガバメントリーチの中で、例えば標準化について何をどういうふうにやっていくのかということクリアにして、産業界の皆様とも議論を深めていきたいと考えております。

そういった意味では、中鉢委員御指摘のとおりでございます。僕らも今の現状が悪いというよりは、「現状を放置してしまって改善を一切しない、そんなことはないのですけれども、そういうことが起こってしまったときには、そういうことになる」といこうことでございます。座長御指摘のとおり、もちろん、いいものはいい。だめなところを何とか改善していくところを、時間との戦いでプライオリティーをつけてやっていければと考えております。引き続き御指導いただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

続きまして、長官のほうから一言いただきたいと思っております。

○小宮長官 いろいろな論点が出ているので一遍に答えるのは相当難しいのですが、私の個人的な認識も含めて幾つか申し上げたいと思っております。まず第四次産業革命では、起こっている事象がものすごく多岐多様にわたっている、その軸がまだ立っていないのが正直なところだと思います。今、政府を挙げて第四次産業革命についての勉強をしています。一口にIoTとAIとビッグデータという3つのもので構成されていますが、それぞれにおいて物のあらわれ方が違うというのは御案内のとおりであります。それから、それぞれについて各業種、さらには同じ業種の中の個別企業で取組の仕方が違うというのも今起こっている実態の状況であります。

したがって、それを知財もしくは標準という観点で整理しようとする、相当程度勉強を進めていかないと難しそうだというのは容易に想像できることであります。まだ我々のほうでも関係部署が集まって、とにかく今実態の持ち寄りをやっているのが正直なところであります。

他方で、今回も例えば新しい検討会が3局のクレジットになっておりますように、放っておくと経済産業省の中でも分断されてしまって、ただでさえ関係省庁が多い中で、1つの省庁の中でもさらに3つとか4つの部隊がばらばらに対応することになりかねない。このため、とりあえず経済産業省の中では、一本化して検討しようというのが今回の体制づくりをしたということでございます。

今日は余り詳しい説明がありませんでしたけれども、強いて言うと、データの利活用は知財室が中心になって担当いたします。それから特許と標準の関係、標準必須特許やパテ

ントロールの関係は特許庁が中心になる。それから国際標準の議論が今出ていますが、ダイレクトに国際的な標準を取りたい、取るべきであるという議論は、産業技術環境局の標準グループが中心になって取り組む。ただし、これは一体として議論するというのがとりあえずの方針でございます。

また、内閣府に知的財産戦略推進事務局がありますが、こことも事務的には連携を取って、我々の検討結果を最終的には来年の知財計画 2017 に反映できるようにやっっていこうということで、こことの意味の疎通は一応とっているところであります。残念ながら著作権の関係は、我々も産業財産権のところと著作権の関係はどういう関係に立っていくのかというのは、先ほど申し上げた知財事務局も含めて一緒になって検討していかなければいけないかと思えます。

個人情報保護法の話は、残念ながら知財権もしくは標準制度の若干外へ出ますので、これは関係する部隊の検討にお任せしたいと思っております。

いずれにせよ、冒頭のコメントに戻りますが、命題として2つあって、そもそも第四次産業革命の何をどう促進させるといいことが起こるのかという世界全体のお話と、それから先ほど中鉢委員からも御指摘のあった、その中で日本としての強みをどういうふうに生かすのか。それだけでも二段の構えになるわけでありまして、先ほど申し上げたように、それとIoTとAIとビッグデータの掛け算にならざるを得ませんから、とりあえず掛け算をしたマスを一旦埋めた上で、さらにそれを今度は知財の観点から、もしくは標準の観点から見たとき、どうなるか。これまた二段構え、三段構えの検討になることは覚悟しております、それに向けて精力的に作業を進めていきたいと思えます。

以上です。

○五神分科会長 ありがとうございます。

この議題は非常に大きな重い議題だと思います。かつてない広がりスピードで世界が変化しているため、議論の進め方、結論の出し方についても新しい発想が必要だということですが、分業・縦割りを廃した形でとにかく進んでいくことが重要ということかと思えますので、今後ともよろしくお願いします。

まだ議題が1個残っておりますので、この議題については、先ほど御説明のあった方向性でよろしいということでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。

#### 4. 知的財産推進計画 2016 への対応について

○五神分科会長 それでは最後の議題ですが、知的財産推進計画 2016 への特許庁としての取組状況について、最初に事務局から資料に沿って御説明いただきます。よろしくお願ひします。

○仁科企画調査官 引き続きまして、総務課企画調査官の仁科から御説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。知的財産戦略本部で毎年決定されております「知的財産推進計画」というのがございまして、資料 4 では、今年の計画である、2016 における特許庁の取組状況についてまとめさせていただいております。

表紙にございますとおり、知的財産推進計画 2016 の中には、アーカイブ関係とコンテンツ関連の施策を除きますと、全 212 の施策がございます。このうち特許庁が担当することになっている施策は 70 ほどございます。特許庁としましては、これらの施策について、表にありますとおり 3 つのカテゴリに分けて取り組んでいきたいと考えております。

1 番目が、庁として重点的に取り組む施策でして、別紙 1 にまとめさせていただいております。こちらはこれまでの議題の 1 から 3 で議論させていただきました、グローバル化への対応ですとか、地域知財活性化行動計画ですとか、第四次産業革命を受けた様々な検討会、特許制度小委員会での議論ですとか、我々として特に重点的に取り組む事項をまとめたものでございます。

2 番目のカテゴリとして、1 番目のもの以外で特許庁として取り組むべき施策がございます。主にこれまでも特許庁として取り組んでいる施策ですが、ニーズを踏まえて着実に実施する施策ということで、別紙 2 に 29 個の施策を取りまとめさせていただいております。

最後に、特許庁が中心となるというより、ほかの機関ですとか省庁の皆様と協力しながらやらせていただく施策ということで、別紙 3 に 9 つほどまとめさせていただいております。

時間が押しておりますので、個々の施策についての御紹介は省略させていただきますが、施策の内容と各施策に対する対処状況、取組状況について、別紙 1 から別紙 3 にまとめさせていただいておりますので、御確認いただければ幸いです。特許庁としましては、この 3 類型に分けた施策についてメリハリをつけて対応していくという形で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○五神分科会長 ありがとうございます。この議題について何か御意見あればお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

田原委員、お願いします。

○田原委員 東京工業大学の田原です。3. の他機関に対して協力を行っていく施策の一つである、大学等における知財教育の推進について意見を述べさせていただきます。

推進の内容として、大学生向けに、特許に関する講習会を行っているのとあります。先日の事前説明の中で、講習会を受講した学生が企業に就職した際、既に特許や知的財産に関する基礎的な知識があるため、仕事を円滑に行うことができると、企業から高い評価を受けていると伺いました。一方、大学や大学院で知的財産や特許に関する講義は多くないというのが現状です。修士課程や博士課程では、個々に研究テーマを与えられて研究を行い、修士論文、博士論文を作成します。論文の背景では、個々の研究テーマの技術の新規性や社会への貢献について述べます。その際、特許に関する基礎知識があると、新規性や進歩性について広い視野で考えることができるようになります。

また、与えられた研究テーマをただ単に実施するのではなくて、自分の研究テーマとして認識して、自主的に研究を進めることにもつながります。その結果、学生の研究成果がブラッシュアップされたり学習意欲が増進されるなど、日本の大学の技術能力の向上とか教育システム全体の向上につながると期待できます。

また、本日の議論にありました知財を利用したビジネスモデルの構築について、学生時代に学んでから企業に就職することで、グローバルに活躍できる人材が日本社会に増え、最終的に日本の研究開発の促進や日本産業の発展につながるものと期待します。

以上のように大学生や大学院生に対して、特許に関する講習会とかインターンシップ等の機会があると上述したようなことが期待されますので、今後もこのような活動を推進していただきたく思います。○五神分科会長 ありがとうございます。

知財の教育についてということですが、何かありますでしょうか。

○中村企画調査課長 企画調査課の中村と申します。今御指摘いただいたのは、資料4の別紙3の大学等における知財教育の推進というところに書かれているかと思いますが、文科省さんと一緒にいろいろな知財教育に関してできることはやっていこうと思っています。大学で先進的な事例でやられている山口大学さんの例を挙げて、皆さんに周知等やっていきたいと思っています。今後もいろいろやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

○田原委員 お願いします。

○五神分科会長 ありがとうございます。

価値創造の仕組みそのものが大きく変わってきています。先ほども申し上げましたが、知財については受け身ではなくて、むしろそれを活用する姿勢が重要です。知財についての考え方自身についてきちんと学生時代に頭にたたき込んでおくことが重要です。それが現場で新しいものに役立っていくという人材の教育が必要だと思っています。そういうことを連携して進めていくことは非常に重要だと私も思っております。

そのほかいかがでしょうか。

君嶋委員、お願いします。

○君嶋委員 時間のないところ申しわけございません。知財教育に関して、私ども慶應義塾大学でも法学部向け、あるいは研究者、学生向けにさまざまな形で教育を行っておりますが、国からの御支援もいただければ、なお充実した教育ができると思います。

それからもう1点、大学に来る前の段階の、初等中等教育において、レポートを書く際に引用をつけるとか、あるいは自分で考えて理系の自由研究などをするという教育が、文科省さん以下いろいろな形で工夫はされていると思うのですが、実際に入学してくる学生を指導していますと、そういったことの経験が少ない、あるいは他人の著作物や研究成果に対するリスペクトが、学生にわかってもらうまで時間がかかるということがございます。ぜひ小さいうちから知財の教育と、自ら考えて行動することの教育を文科省さんとも御協力いただいて、御検討いただければと思います。

○五神分科会長 ありがとうございます。

文科省との検討という意味では、私もたくさんチャンネルを持っていますので、役立てたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今いただいた意見は、事務局側で整理して今後の検討に生かさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後に、事務局から何かありますでしょうか。

特にないようですので、それでは、以上をもちまして、産業構造審議会第9回知的財産分科会を閉会とさせていただきます。

本日の配付資料については、後日、お送りさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会